

後期高齢者医療制度 被保険者証についてお知らせします

平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まることに伴い、新たに後期高齢者医療の被保険者証が市町村から送付されます。

◆加入対象者および加入日について

75歳以上の方（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方も含みます。）が対象となります。

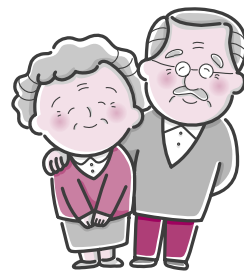
なお、平成20年3月31日の時点において、老人保健法医療受給者証をお持ちの方は、今までの国民健康保険や社会保険等の健康保険から全員が後期高齢者医療の被保険者になります。

また、平成20年4月1日以降に75歳（65歳以上の一定の障害を有する方で広域連合が認定した方も含みます。）の誕生日をむかえる方は、誕生日から後期高齢者医療の被保険者となります。

〔例〕9月15日が75歳の誕生日の場合 ⇒ 9月15日から後期高齢者医療の被保険者となります。

◆被保険者証をお届けする時期について

- 平成20年3月31日の時点で75歳になっている方
⇒平成20年3月中に1人1枚の後期高齢者医療の被保険者証をお渡しします。
- 平成20年4月1日以降に75歳の誕生日をむかえる方
⇒75歳の誕生日をむかえる日までに後期高齢者医療の被保険者証をお渡しします。



*平成20年4月1日以降は、後期高齢者医療の被保険者証を医療機関窓口に出してください。

現在

健康保険証

+

老人保健法 医療受給者証	
市町村番号	2 7
受給者番号	
受給者住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
一般保険の番号	
交付年月日	平成 年 月 日
交付期間	平成 年 月 日から 年 月 日
交付機関名	茨城県
交付印	市
交付年月日	平成 年 月 日

老人保健法医療受給者証

平成20年4月1日から

後期高齢者医療被保険者証
有効期限

被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
交付機関	
一般保険の番号	
被保険者番号 市町村に保険 者の番号を 印す	印

後期高齢者医療被保険者証

*大きさは、現行の医療受給者証と同じです。

本庁 医療保険課医療グループ
茨城県後期高齢者医療広域連合

☎ 52-1111 内線162・163・164
〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオスビル1階
☎ 029-309-1211 Fax 029-309-1126
<http://www.ibaraki-kouikirengo.ecnet.jp/>

広報 常陸大宮 20 平成19年11月号